

教育委員会定例会日程

平成26年5月20日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 報告事項

- (1) 青少年の体験交流事業等について (資料1 青少年課)
- (2) 小田原市塔ノ峰青少年の家条例を廃止する条例等の素案に係る意見公募手続きの実施について (資料2 青少年課)
- (3) 平成26年度復興派遣に関する文化庁長官表彰に係る小田原市及び派遣職員に対する感謝状授与について (資料3 文化財課)
- (4) 小田原市いじめ防止基本方針策定に向けた進捗状況について (資料4 教育指導課)

5 議事

日程第1

議案第11号

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

日程第2

議案第12号

小田原市奨学基金条例の一部を改正する条例について【非公開】(教育指導課)

日程第3

議案第13号

平成26年度6月補正予算について【非公開】

(生涯学習課・文化財課・図書館)

6 その他

7 閉 会

青少年の体験交流事業等について

1 指導者養成研修事業 「おだわら自然楽校（OOTS）」

青少年健全育成の担い手として継続的に活躍できる青少年指導者の発掘・育成・資質向上を目的とした研修事業です。

(1) 期日・場所・内容

	期 日	場 所	内 容
基礎編	5月18日（日）	PAA21 ロープスコース （南足柄市）	ゲーム de グループビルド
	6月7日（土）	マロニエ	指導力ベースアップトレーニング
	7月上旬	塔ノ峰青少年の家	指導者のためのレスキュー講座
	平成27年3月	市役所	これが私のプログラム
特別編	9月27日（土）	未定	スペシャルコラボ企画
	12月上旬	市役所	プロジェクトWET

(2) 対象・人数 青少年育成、体験活動に携わるかた、また関心のある高校生以上のかた
各回30名（先着順） 研修ごとに募集

(3) 受講料 各プログラム 1,000円～2,000円／人・回

※ さらに今年度は、神奈川県と共催で、「遊びサポーター養成講座」を実施します。

子どもたちに「群れ遊び」・「昔遊び」を教えながら、地域で活躍できる大人を募集し養成する講座を全5回の日程で開催します。

遊びサポーター養成講座 9月6日（土）、20日（土） 場所：市役所大会議室
遊びの実践イベント 10月～11月 場所：市内小学校
フォローアップ講座 11月中旬 場所：未定

2 青少年交流事業 「チャレンジ アンド トライ」

各地区子ども会の代表児童（各地区男女1名ずつ、計46人）が集い、地域の子ども会活動などでリーダーとして活躍できるよう、各種プログラムを体験します。今年度は、厚木市子ども会育成連絡協議会と共催し、学校の異なる同世代の仲間たちと新たな交流を広げます。

(1) 期日 7月5日（土）～6日（日） <1泊2日>

(2) 場所 厚木市七沢自然ふれあいセンター

(3) 内容 体験・交流プログラム／星空観察／ナイトウォーク ほか

(4) 参加募集 小学6年生・46人（男23人／女23人） ※各地区の子ども会から選出

(5) 指導者 小田原市子ども会連絡協議会

3 地域少年リーダー養成講座 「きらめきロビンフード」

子どもたちが、新しい仲間と一緒に自然体験やキャンプスキルを習得する中で、地域で活躍できる「少年リーダー」としての自覚と行動力を身につけていくことをねらいとしています。講座は、2泊3日のキャンプ（宿泊研修）を中心とした全4回の年間講座です。

(1) 期日・場所・内容

	期 日	場 所	内 容
第1回	7月20日（日）	市役所	オリエンテーションほか
第2回	8月23日（土） ～25日（月）※2泊3日	塔ノ峰青少年の家	キャンプ（野外炊事含む） 自然体験ほか
第3回	11月2日（日）	市役所	記念誌づくりほか
第4回	3月1日（日）	市役所	修了証書授与ほか

(2) 参加募集 小学5・6年生 定員40人

(3) 指導者 小田原市青少年育成推進員協議会

(4) 参加費 未定

4 地域・世代を超えた体験学習 「あれこれ体験 in 片浦」

参加者である小学5・6年生が、学校や学年を超えたコミュニケーションを図り、また、世代の異なる大人（指導者）たちと交流をしながら、創造性や自立心、豊かな人間性を育むことのできるよう、2泊3日の宿泊体験学習を実施します。

なお、この事業は、青少年の健全育成を支える指導者の実践活動の場、特に「おだわら自然楽校」受講生たちの活躍の場としての性格を併せもっています。

(1) 期日 ①第1回目 8月1日（金）～3日（日） ※2泊3日

②第2回目 8月7日（木）～9日（土） ※2泊3日

<同じ内容を異なる日程で2回実施します。参加者希望者は、第1回目または第2回目のうち、いずれか一方を選択して申し込みます>

(2) 場所 旧片浦中学校及び片浦地域

(3) 内容 仲間作り／野外炊事／キャンプファイヤー／体験型ウォークラリー
食事（テーブルマナー、配膳実習）／夜の集い／ふりかえり（発表）
施設清掃 ほか

(4) 参加募集 小学5・6年生 定員：第1回目48人／第2回目48人 計96人

(5) 指導者 地域・世代を超えた体験学習実行委員会（おだわら自然楽校受講者）

(6) 参加費 未定

小田原市塔ノ峰青少年の家条例を廃止する条例及び同条例施行規則を廃止する規則の素案について意見を募集します

この度、塔ノ峰青少年の家に係る標記条例及び施行規則の廃止に関する素案がまとまりましたので、これに対する市民の皆さんからの意見を募集いたします。

1 意見提出方法

意見記入用紙（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）等を明記の上、意見提出期間内に次のいずれかの方法により提出してください。

なお、意見を正確に把握する必要があるため、電話又は窓口での口頭による意見はご遠慮願います。

(1) 郵送する場合

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

小田原市役所 青少年課育成係あて

(2) ファックスを利用する場合

FAX番号：0465-33-1736 青少年課育成係あて

(3) 市ホームページ上のWebメールフォーム（投稿フォーム）を利用する場合

市ホームページのトップページ上部の「市の取り組み」中

「市政への参加・市民意見募集」

⇒「パブリックコメント（市民意見）の募集」

⇒「現在、パブリックコメントを実施している案件」

⇒「小田原市塔ノ峰青少年の家条例を廃止する条例及び同条例施行規則の廃止」内の意見入力フォームで投稿してください。

(4) 直接持参する場合

小田原市役所5階 青少年課

※午前8時30分～午後5時15分まで（土、日、祝日は除く。）

2 意見提出期間

平成26年5月19日（月）から平成26年6月17日（火）まで

※郵送の場合は、当日消印有効

3 留意事項

- ・提出いただいた意見は、それに対する市の考え方を示して、後日公表します。
- ・意見に対しての個別の回答や提出いただいた書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。
- ・提出いただいた意見の記載内容は、個人情報（氏名、住所、連絡先等）を除き、公開される可能性があることをご承知おきください。

4 問い合わせ先

小田原市子ども青少年部青少年課育成係

電話：0465-33-1723 FAX：0465-33-1736

青少年課あて

**小田原市塔ノ峰青少年の家条例を廃止する条例及び同条例
施行規則を廃止する規則の素案に対する意見記入用紙**

◇意見の内容

◇住所

◇氏名

◇連絡先

※法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地を記載してください。

※別紙に記載する場合は、「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付してください。

◎市外居住者又は法人もしくは団体等の方は、該当するものにチェックしてください。

- 市内通学者
- 市内通勤者
- 市内において事業や活動を行っている個人又は法人その他の団体
- この政策等に利害関係を有する個人又は法人その他の団体

◎意見提出期間

平成26年5月19日（月）から平成26年6月17日（火）まで

◎問い合わせ先

小田原市子ども青少年部青少年課育成係

電話：0465-33-1723 FAX：0465-33-1736

小田原市塔ノ峰青少年の家条例を廃止する条例等の骨子案について

1 条例等廃止の背景

小田原市塔ノ峰青少年の家は、青少年の健全育成を担う貴重な宿泊体験施設として、昭和39年に開所し、長年にわたり役割を果たしてきましたが、近年、利用人数が大幅に減少しています。

また、施設の老朽化が進み、大規模改修が必要な状況にある一方で、近隣の類似施設が整備されてきたことなどを踏まえ、塔ノ峰青少年の家のあり方について検討を進めてきました。

その結果、今後の体験学習を通じた青少年健全育成については、近隣の類似施設を有効に活用するとともに、ソフト面での各種施策の充実に引き続き努めることとし、塔ノ峰青少年の家は平成27年3月31日をもって廃止することとしました。

これに伴い、小田原市塔ノ峰青少年の家条例及び同条例施行規則を廃止するものです。

2 内容

小田原市塔ノ峰青少年の家条例及び同条例施行規則を廃止します。

3 施行年月日

平成27年 4 月 1 日施行

平成 26 年度復興派遣に関する文化庁長官表彰に係る小田原市及び派遣職員に対する感謝状授与について

表彰の趣旨

文化庁長官表彰は、文化活動に優れた成果を示し、文化の振興に貢献した者について表彰し、又は感謝状を授与し、これを顕彰する制度です。

今回の小田原市及び派遣職員への感謝状授与については、東日本大震災の復興に係る埋蔵文化財保護に際して、職員を派遣した組織並びに派遣職員に対して文化庁長官から感謝状が贈呈されるものです。

被授与団体・被授与者

- | | | |
|---|-------|------------------------------------|
| 1 | 授与年月日 | 平成 26 年 6 月 4 日 |
| 2 | 被授与団体 | 小 田 原 市 |
| 3 | 被授与者名 | 土 屋 了 介 |
| | 所 属 | 文化庁文化財課史跡整備係 |
| | 職 名 | 主 事 |
| 4 | 派遣期間 | 平成 25 年 7 月 1 日～9 月 30 日 |
| 5 | 派遣先 | 岩手県宮古市教育委員会 |
| 6 | 職務内容 | 東日本大震災の被災地である岩手県宮古市の埋蔵文化財保護・発掘調査業務 |

平成 26 年度被授与者等の内訳

東日本大震災の復興に係る埋蔵文化財保護に際しての文化庁長官表彰
73 団体、94 名

参 考

平成 25 年度に引き続き、平成 26 年度も小田原市文化庁文化財課埋蔵文化財係職員 1 名を、平成 26 年 7 月 1 日～9 月 30 日の間、岩手県宮古市教育委員会に派遣する予定です。

平成26年5月2日 小田原市いじめ防止基本方針策定委員会作業部会後 部員への依頼内容

依頼内容	回答方法	回答期限
関係諸団体への意見聴取の方法等について	(様式1)に直接ご入力ください	6月5日(木)※
関係諸団体からの意見聴き取り結果について	(様式2)を電子媒体もしくは通送にて宮坂宛送付ください	8月5日(木)

※目安として6月5日とさせていただきますが、状況によりそれ以降の回答でも構いません。

第1回 小田原市いじめ防止基本方針(素案)関係諸団体への意見聴取の方法等について

様式1

	所管課	関係する団体名	説明の方法※			
			いつ	どうやって	誰が	備考
(例)	A課	市PTA連絡協議会	5月中	打合せ会で	A課	
(例)	B課	校長会	5月8日	市校長会定例会で	B課	
(例)	C課	自治会総連合会	5月中	各自治会長に直接説明	B課	C課が仲介
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					

※各団体からの意見聴取は、部員の皆様にお願いしたいと考えています。
説明したその日に聞きとる、回答用紙(別シート)をお渡しして後日回収するなど、実情によりご対応頂きたいと思っております。

小田原市いじめ防止基本方針（素案）についての意見聴取用紙

団体名	
-----	--

◎「小田原市いじめ防止基本方針（素案）」の次の項目について貴団体のご意見をお伺いします。

Ⅱ 基本的施策・措置

1 市が実施する施策・措置

2 学校が実施する施策・措置

Ⅲ 重大事態への対処

2 学校設置者又は学校による対処

3 地方公共団体の長による再調査等

記入日	平成 年 月 日 ()
担当者	課

議案第 1 1 号

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成 2 6 年 5 月 2 0 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p> 教育総務課</p> <p> (1)～(19) (略)</p> <p> <u>(20)</u> (略)</p> <p> <u>(21)</u> (略)</p> <p> <u>(22)</u> (略)</p> <p> (略)</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p> 教育総務課</p> <p> (1)～(19) (略)</p> <p> <u>(20) 小田原市学校建設公社の事務に関すること。</u></p> <p> <u>(21)</u> (略)</p> <p> <u>(22)</u> (略)</p> <p> <u>(23)</u> (略)</p> <p> (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市学校建設公社の解散に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

教育部教育総務課の事務分掌のうち小田原市学校建設公社に関する事務を廃止することとする。(第3条関係)

[適 用]

公布の日

議案第 12 号

小田原市奨学基金条例の一部を改正する条例について

小田原市奨学基金条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき市長から意見を求められたので、市長に対する意見の申出について、議決を求める。

平成 26 年 5 月 20 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市奨学基金条例の一部を改正する条例

小田原市奨学基金条例（平成5年小田原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 小田原市に住所を有する者で、経済的理由により、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の課程（通信制の課程を除く。）若しくは高等専門学校の課程又は<u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則</u>（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項各号に掲げるものの修学に困難があるものに対し、修学を奨励する事業の財源に充てるため、基金を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 小田原市に住所を有する者で、経済的理由により、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の課程（通信制の課程を除く。）若しくは高等専門学校の課程又は<u>公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則</u>（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項各号に掲げるものの修学に困難があるものに対し、修学を奨励する事業の財源に充てるため、基金を設置する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年6月5日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴う所要の整備を行うため提案するものであります。

小田原市奨学基金条例の一部を改正する条例

[改正理由]

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の題名が次のように改められたことに伴い、同規則を引用する規定を整備することとする。(第2条関係)

改 正 後	改 正 前
高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則

[適 用]

公布の日

議案第 13 号

平成 26 年度 6 月補正予算について

平成 26 年度 6 月補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき市長から意見を求められたので、市長に対する意見の申出について、議決を求める。

平成 26 年 5 月 20 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

平成26年度6月補正予算要求概要

(歳入)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容
(項) 国庫補助金 (目) 教育費補助金 社会教育費補助金	49,348	<u>社会資本整備総合交付金</u>
合計	49,348	

(歳出)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容	財源内訳			
			国庫支出金	地方債	その他	一般財源
(項) 社会教育費 (目) 文化財保護費 文化財保存活用経費	24,068	<u>歴史的風致維持向上計画推進事業</u> ・清閑亭保存整備活用事業費	9,720			14,348
(項) 社会教育費 (目) 図書館費 文学館運営経費	7,400	<u>歴史的風致維持向上計画推進事業</u> ・小田原文学館整備活用事業費	2,989			4,411
(項) 社会教育費 (目) 郷土文化館費 郷土文化館運営経費	90,720	<u>歴史的風致維持向上計画推進事業</u> ・松永記念館整備活用事業費	36,639			54,081
合計	122,188		49,348			72,840